

(公社) 通販協第28-30号

平成28年12月16日

消費者委員会

委員長 河上 正二 様

公益社団法人 日本通信販売協会

成年年齢引き下げ対応検討ワーキング・グループの
検討内容について（意見）

標記の件について下記の通り意見を提出します。



記

第11回のワーキング・グループ（以下「WG」という）において、報告書の骨子となる内容について検討が行われ、消費者契約法や特定商取引法の整備、強化が声高に叫ばれ、中には契約を勧誘する相手として30歳以上にすべきなどの暴論ともいうべき意見さえ出ています。

国民生活センターのデータによると若年者（18歳から22歳）の消費者被害の状況として、18歳、19歳の「相談件数（苦情とは限らないものも含む）」が年間5000件で、21歳、22歳はそれが7000件だと報告されています。その数字を前提に若年者を特別に保護すべきとの議論がなされていますが、若年者全体が行う契約はいったい年間でどれだけの件数があるのでしょうか。まず契約件数全体とその実態を把握して議論すべきではないでしょうか。契約件数全体は膨大な数となりましょう。そのうちの7000件だとしますと、相談件数の比率はほとんど0に近い数字なのではないでしょうか。大半の若年者の契約は何の問題もなく履行されているものと思います。ことさら一部の悪質な事例を取り上げ、若年者保護を主張することは木を見て森を見ないことと同じであります。

特に、18歳、19歳については購入形態別でみると通信販売が多いとされていますが、その内容を見るとアダルトサイト情報、出会い系サイト、通信サービスが大半であり、いわゆる物販中心の普通の通信販売とは全く異なるものです。それらに騙されたからといって本当に保護対象にすべきなのではないでしょうか。むしろそれらは、消費者教育によって未然防止を図ることが先決であると考えます。

そもそも成年年齢引き下げは、18歳に対して一国の政治を左右するほどの

権利である選挙権を与えたことにより、民法上の権利義務も同様に与えるという趣旨のはずです。であるにもかかわらず、判断力、財産管理能力などに劣るので、特別に保護が必要だということは全く整合性がとれていないと思います。むしろ、ネット社会となった今では、若年者にとっては以前に比べるとはるかに情報も入手しやすく、自己の主張を発信する力も十分備えているといえます。

従って、成年年齢を引き下げることについて、これ以上の法整備などいっさい必要はなく、一部の悪質業者から若年者を保護するのであれば、消費者教育の充実と現行の法律の執行を強化すれば事足りるものと考えます。

以上